

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について（平成18年老計発第0331002号・老振発第0331002号・老老発第03310015号）
別紙 2

指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成11年老企第22号）

6ページ	左	終わりから2～ 次ページ1	<u>また、当分の間、 介護支援専門員に写 真を貼付しないこと ができるとされたも のである。</u>	<u>また、すでに交付 を受けている介護支 援専門員登録証明書 については、介護保 険法施行令等の一部 を改正する政令(平成 18年政令第154号) 附 則第21条の規定によ り、介護支援専門員 証とみなすこととさ れ、有効期間につい ては以下のとおりで ある。</u> <u>ア 当該介護支援専 門員登録証明書が 作成された日（以 下「作成日」とい う。）が平成12年4 月1日から平成14年 3月31日までの間で ある場合 平成20 年4月1日から平成2 1年3月31日までの 間において作成日 に相当する日</u> <u>イ 作成日が、平成1 4年4月1日から平成 16年3月31日までの 間である場合 平 成21年4月1日から 平成22年3月31日ま</u>
------	---	------------------	---------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

での間において作成日に相当する日
(作成日に相当する日がない月においては、その月の
翌月の初日)

ウ 作成日が、平成1
6年4月1日から平成
18年3月31日までの
間である場合 平成
22年4月1日から
平成23年3月31日ま
での間において作
成日に相当する日

ページ	段	行	誤	正
「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について（平成18年老計発第0331002号・老振発第0331002号・老老発第0331015号）別紙6 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年老企発第44号）				
3 ページ	左	12、16、18 後ろから 2	<u>サテライト型小規模 介護老人保健施設等</u>	<u>サテライト型小規模 介護老人保健施設</u>
		14	<u>サテライト型小規模 介護老人保健施設及 び医療機関併設型小 規模介護老人保健施 設</u>	<u>サテライト型小規模 介護老人保健施設</u>
4 ページ	左	18、20	<u>サテライト型小規模 介護老人保健施設等</u>	<u>サテライト型小規模 介護老人保健施設</u>
5 ページ	左	20	<u>失せ津</u>	<u>施設</u>
6 ページ	左	終わりから 14	<u>リ</u>	<u>チ</u>
7 ページ	左	終わりから 10	<u>汚物処理室をを</u>	<u>汚物処理室を</u>
8 ページ	左	終わりから 4 ～ 3	行頭を一字下げる。	
10 ページ	左	9	<u>イからニまで</u>	<u>①から④まで</u>
14 ページ	左	終わりから 12	<u>④</u>	<u>a</u>
16 ページ	左	15	(1)から(9)	<u>①から⑨</u>
	右	15	(1)から(9)	<u>(1)から(9)</u>
	左	16	2 の(2)の④	<u>2 の(1)の②のチ</u>
	右	16	2 の(2)の④	<u>2 の(2)の④</u>

16 ページ	左	18	第 3 の 2 の(1)	<u>第 3 の 2 の(1)の①</u>
	右	17 ~ 18	第 3 の 2 の(1)	<u>第 3 の 2 の(1)</u>
	左	19	第 3 の 2 の(1)の①	<u>第 3 の 2 の(1)の①の イ</u>
	右	19	第 3 の 2 の(1)の①	<u>第 3 の 2 の(1)の①</u>
	左	終わりから 15	(1)の②	<u>(1)の②のロ</u>
	右	終わりから 15	(1)の②	<u>(1)の②</u>
	左	終わりから 13	第 3 の 2 の(2)の⑨	<u>第 3 の 2 の(1)の②の リ</u>
	右	終わりから 13	第 3 の 2 の(2)の⑨	<u>第 3 の 2 の(2)の⑨</u>

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について（平成18年老計発第0331002号・老振発第0331002号・老老発第0331015号）別紙7 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年老企発第45号）

4 ページ左 2 行目から 6 行目までを削る。

4 ページ	左	14	(2)	<u>(1)</u>
	右	14	(2)	<u>(2)</u>
	左	19	(3)	<u>(2)</u>
	右	19	(3)	<u>(3)</u>
	左	終わりから 1	(4)	<u>(3)</u>
	右	終わりから 1	(4)	<u>(4)</u>
5 ページ	左	14	(5)	<u>(4)</u>
	右	14	(5)	<u>(5)</u>

と等を踏まえ、被保険者から要介護認定の申請の代行を依頼された場合等においては、居宅介護支援事業者は必要な協力を行わなければならないものとしなければならない。

② 同条第2項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定居宅介護支援の利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえ、指定居宅介護支援事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。

③ 同条第3項は、要介護認定の有効期間が付されているものであることを踏まえ、指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の有効期間を確認した上、要介護認定等の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する1月前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。

(4) 身分を証する書類の携行
 基準第9条は、利用者が安心して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、指定居宅介護支援事業者が、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に介護支援専門員証を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導するべきこととしたものである。また、自分の開、介護支援専門員証に写真を貼付しないことができ

ることができ、被保険者から要介護認定等の申請の代行を依頼された場合等においては、居宅介護支援事業者は必要な協力を行わなければならないものとしたものである。

② 同条第2項は、要介護認定等の申請がなされていれば、要介護認定等の効力が申請時に遡ることにより、指定居宅介護支援の利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえ、指定居宅介護支援事業者は、利用申込者が要介護認定等を受けていないことを確認した場合には、要介護認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。

③ 同条第3項は、要介護認定等の有効期間が付されているものであることを踏まえ、指定居宅介護支援事業者は、要介護認定等の有効期間を確認した上、要介護認定等の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する1月前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。

(4) 身分を証する書類の携行
 基準第9条は、利用者が安心して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、指定居宅介護支援事業者が、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する証書や名刺等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導するべきこととしたものである。当該証書等には、当該指定居宅介護支援事業所の名称、当該介護支援

るとされたものである。また、すでに交付を受けている介護支援専門員登録証明書については、介護保険法施行令第154号を改正する政令(平成18年政令第154号)附則第21条の規定により、介護支援専門員証とみなすこととされ、有効期間については以下のとおりである。

- ア 当該介護支援専門員登録証明書が作成された日(以下「作成日」という。)が平成12年4月1日から平成14年3月31日までの間である場合 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間において作成日に相当する日
- イ 作成日が、平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間である場合 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間において作成日に相当する日(作成日に相当する日がない月においては、その月の翌月の初日)
- ウ 作成日が、平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間である場合 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間において作成日に相当する日

(5) 利用料等の受領

- ① 基準第10条第1項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、保険給付がいわゆる償還払いとなる場合と、保険給付が利用者に代わり指定居宅介護支援業者に支払われる場合(以下「代理受領がなされる場合」という。)の間で、一方の経費が他方へ転嫁等されることのないよう、償還払いの場合の指定居宅介護支援の利用料の額と、居宅介護サービス

専門員の氏名を記載した上、写真を貼付したものとすることが望ましい。なお、当該介護支援専門員は、当該証書等に併せて都道府県知事が発行する携帯用介護支援専門員登録証明書を携帯するものとする。

(5) 利用料等の受領

- ① 基準第10条第1項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、保険給付がいわゆる償還払いとなる場合と、保険給付が利用者に代わり指定居宅介護支援業者に支払われる場合(以下「代理受領がなされる場合」という。)の間で、一方の経費が他方へ転嫁等されることのないよう、償還払いの場合の指定居宅介護支援の利用料の額と、居宅介護サービス計画費又

介護老人保健施設（医療機関併設型小規模介護老人保健施設を除く。）
にあつては、必ずしも常勤の医師の配置は必要でないこと。したがつて、複数の医師が勤務する形態であっても、それらの勤務延時間数が基準に適合すれば差し支えないこと。ただし、このうち一人は、入所者の病状等を把握し施設療養全体の管理に責任を担つて医師としなければならないこと。なお、兼務の医師については、日々の勤務体制を明確に定めておくこと。

4 支援相談員
(略)

(2) 支援相談員の員数は、基準省令により算定した数以上の常勤職員を配置しなければならないこと。なお、サテライト型小規模介護老人保健施設等並びに分館型介護老人保健施設における支援相談員の配置については、次のイ及びロのとおりとすること。

イ サテライト型小規模介護老人保健施設及び医療機関併設型小規模介護老人保健施設
当該サテライト型小規模介護老人保健施設等と一体として運営される本体施設に配置されている支援相談員によるサービス提供が、本体施設及びサテライト型小規模介護老人保健施設等（六）所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

ロ 分館型介護老人保健施設
分館型介護老人保健施設においては、1(1)に規定する介護老人保健施設（以下「基本型介護老人保健施設」という。）に配置されている支援相談員が配置されるときに限り、非常勤職員をもって充てて差し支えないこと。例えば入所者30人の分館型介護老人保健施設にあつては、0.3人分の勤務時間を確保すること。

5 理学療法士又は作業療法士
理学療法士又は作業療法士は、介護老人保健施設の入所者に対するサービスの提供時間帯以外の時間において指定訪問リハビリテーションのサービス提供に当たっては差し支えないものである。
ただし、介護老人保健施設の理学療法士又は作業療法士の常勤換算方法における勤務時間数に、指定訪問リハビリテーションに従事した勤務時間は含まれないこと。

サテライト型小規模介護老人保健施設及び医療機関併設型小規模介護老人保健施設については、当該サテライト型小規模介護老人保健施設等と一体として運営される本体施設に配置されている理学療法士又は作業

介護老人保健施設にあつては、必ずしも常勤の医師の配置は必要でないこと。したがつて、複数の医師が勤務する形態であっても、それらの勤務延時間数が基準に適合すれば差し支えないこと。ただし、このうち一人は、入所者の病状等を把握し施設療養全体の管理に責任を担つて医師としなければならないこと。なお、兼務の医師については、日々の勤務体制を明確に定めておくこと。

4 支援相談員
(略)

(2) 支援相談員の員数は、基準省令により算定した数以上の常勤職員を配置しなければならないこと。

ただし、分館型介護老人保健施設においては、基本型介護老人保健施設に配置されている支援相談員が配置されるときに限り、非常勤職員をもって充てて差し支えないこと。例えば入所者30人の分館型介護老人保健施設にあつては、0.3人分の勤務時間を確保すること。

5 理学療法士又は作業療法士
理学療法士又は作業療法士は、介護老人保健施設の入所者に対するサービスの提供時間帯以外の時間において指定訪問リハビリテーションのサービス提供に当たっては差し支えないものである。
ただし、介護老人保健施設の理学療法士又は作業療法士の常勤換算方法における勤務時間数に、指定訪問リハビリテーションに従事した勤務時間は含まれないこと。

療法士によるサービス提供が、本体施設及びサテライト型小規模介護老人保健施設等の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

6 栄養士

入所定員が100人以上の施設においては常勤職員を1人以上配置することとしたものである。ただし、同一敷地内にある病院等の栄養士がいることにより、栄養指導等の業務に支障がない場合には、兼務職員をもって充てても差し支えないこと。

なお、100人未満の施設においても常勤職員の配置に努めるべきであること。

また、当該サテライト型小規模介護老人保健施設等と一体として運営される本体施設に配置されている理学療法士又は作業療法士によるサービス提供が、本体施設及びサテライト型小規模介護老人保健施設等の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

7 介護支援専門員

(1)・(2) (略)

(3) 当該サテライト型小規模介護老人保健施設等と一体として運営される本体施設に配置されている介護支援専門員によるサービス提供が、本体施設及びサテライト型小規模介護老人保健施設等の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

7 介護支援専門員

(1)・(2) (略)

(削除)

9 経過措置

平成15年3月31日の時点で現に存する介護老人保健施設であって、基準省令附則第3条の規定の適用を受けて介護支援専門員を配置していないものうち、入所定員が19人以下のもの（以下「小規模施設」という。）は、平成18年3月31日までの間は、指定居宅介護支援事業者（当該小規模施設の開設者を除く。）に施設サービス計画の作成等の業務を委託できるとし、その場合には当該小規模施設に介護支援専門員を配置しないこととした。

また、当該小規模施設に介護支援専門員を配置しない場合は、基準省令第24条の2第4号及び第5号に規定する業務は当該小規模施設の従業者が行うこととした。（介護老人保健施設の事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第31号）附則第2条）

9 用語の定義
(略)

第三 施設及び設備に関する基準

1 一般原則

(1) 施設に係る一般原則

①・②

(2) 小規模介護老人保健施設等の定義

① サテライト型小規模介護老人保健施設

イ サテライト型小規模介護老人保健施設は、当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設(以下「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で開催され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。

ロ 本体施設と密接な連携を確保する具体的な要件は、本体施設とサテライト型小規模介護老人保健施設は、自動車等による移動に要する時間がおおむね20分以内の近距離であること、本体施設の医師等又は協力病院が、サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の病状急変等の事態に適切に対応できる体制を採ることと。

ハ サテライト型小規模介護老人保健施設は、本体と併せて1か所の設置とする。

② 医療機関併設型小規模介護老人保健施設

イ 医療機関併設型小規模介護老人保健施設は、病院又は診療所に併設(同一敷地内又は隣接する敷地において、サービスの提供、夜勤を行う職員等の配置等が一体的に行われているものを指すこと。)され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。

ロ 医療機関併設型小規模介護老人保健施設は、病院又は診療所に1か所の設置とする。

③ 分館型介護老人保健施設

分館型介護老人保健施設(以下「分館型介護老人保健施設」という。)は、「分館型介護老人保健施設の整備について」(平成12年9月5日老振第53号)に示された従来から整備してきた施設であり、

10 用語の定義
(略)

第三 施設及び設備に関する基準

1 一般原則

(1)・(2)

施設

介護老人保健施設の開設者が当該介護老人保健施設と一体として運営するものとして開設する介護老人保健施設であつて過疎地域自立促進特別措置法等に規定する地域に整備された施設である。

2 施設に関する基準

(1) 施設に関する基準
① 基準省令第3条第1項各号に掲げる施設(設置の義務付けられているもの)については、次の点に留意すること。

- イ・ロ 各施設については、基準省令第3条第2項に定めるもののほか、次の点に留意すること。
 - イ 療養室
 - ロ 診察室
 - ハ 機能訓練室
- 介護老人保健施設で行われる機能訓練は、理学療法士又は作業療法士の指導下における運動機能や ADL(日常生活動作能力)の改善を中心としたものである。これに必要な器械・器具を備えること。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設及び医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合は、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。

ニ その他

③ 基準省令第3条第3項は、同条第1項各号に定める各施設が当該介護老人保健施設の用に専ら供するものでなければならぬこととしたものであるが、介護老人保健施設と病院、診療所(医療機関併設型小規模介護老人保健施設を除く。)又は指定介護老人福祉施設等の社会福祉施設(以下「病院等」という。)とが併設される場合(同一敷地内にある場合、又は公道をはさんで隣接している場合をいう。以下同じ。)に限り、次に掲げるところにより、同条第3項ただし書が適用されるものである。併設施設(介護老人保健施設に併設される病院等をいう。以下同じ。)と施設を共用する場合の運用に当たっては留意すること。

イ 次に掲げる施設については、併設施設との共用は認められない

2 施設に関する基準

(1) 基準省令第3条第1項各号に掲げる施設(設置の義務づけられているもの)については、次の点に留意すること。

- ①・② 各施設については、基準省令第3条第2項に定めるもののほか、次の点に留意すること。
 - ① 療養室
 - ② 診察室
 - ③ 機能訓練室
- 介護老人保健施設で行われる機能訓練は、理学療法士又は作業療法士の指導下における運動機能や ADL(日常生活動作能力)の改善を中心としたものである。これに必要な器械・器具を備えること。

④～⑧ その他

③ 基準省令第3条第3項は、同条第1項各号に定める各施設が当該介護老人保健施設の用に専ら供するものでなければならぬこととしたものであるが、介護老人保健施設と病院、診療所又は指定介護老人福祉施設等の社会福祉施設(以下「病院等」という。)とが併設される場合(同一敷地内にある場合、又は公道をはさんで隣接している場合をいう。以下同じ。)に限り、次に掲げるところにより、同条第3項ただし書が適用されるものである。併設施設(介護老人保健施設に併設される病院等をいう。以下同じ。)と施設を共用する場合の運用に当たっては留意すること。

④ 次に掲げる施設については、併設施設との共用は認められないも

ものであること。

- a 療養室
- b 診察室

ロ イに掲げる施設以外の施設は、介護老人保健施設と併設施設双方の施設基準を満たし、かつ、当該介護老人保健施設の余力及び当該施設における介護保健施設サービス等を提供するための当該施設の使用計画(以下「利用計画」という。)からみて両施設の入所者の処遇に支障がない場合に限り共用を認めるものであること。

ハ 共用する施設についても介護老人保健施設としての許可を与えることとなるので、例えば、併設の病院と施設を共用する場合には、その共用施設については医療法上の許可と介護老人保健施設の許可とが重複するものであること。

④ 設置が義務づけられている施設のほか、家族相談室、ボランティア・ルーム、家族介護教室は、介護老人保健施設の性格等からみて設置が望ましいので、余力がある場合には、その設置につき配慮すること。

(2) サテライト型小規模介護老人保健施設等の施設に関する基準

① サテライト型小規模介護老人保健施設

サテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、本施設の利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を有しないことができることとした。

② 医療機関併設型小規模介護老人保健施設

医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができることとした。

(3) 「水災に係る入所者の安全性が確保されている」と認めるときは、次の点を考慮して判断されたい。

のであること。

- イ 療養室
- ロ 談話室
- ハ サービス・ステーション
- 三 洗面所
- ホ 便所

② ①に掲げる施設以外の施設は、介護老人保健施設と併設施設双方の施設基準を満たし、かつ、当該介護老人保健施設の余力及び当該施設における介護保健施設サービス等を提供するための当該施設の使用計画(以下「利用計画」という。)からみて両施設の入所者の処遇に支障がない場合に限り共用を認めるものであること。

③ 共用する施設についても介護老人保健施設としての許可を与えることとなるので、例えば、併設の病院と施設を共用する場合には、その共用施設については医療法上の許可と介護老人保健施設の許可とが重複するものであること。

(4) 設置が義務づけられている施設のほか、家族相談室、ボランティア・ルーム、家族介護教室は、介護老人保健施設の性格等からみて設置が望ましいので、余力がある場合には、その設置につき配慮すること。

此

- ① 基準第3条第2項各号の要件のうち、満たしていないものについても、一定の配慮措置が講じられていること。
- ② 日常における又は火災時の火災に係る安全性の確保が、入所者が身体的、精神的に障害を有する者であることにかんがみながされてい
- ③ 管理者及び防火管理者は、当該介護老人保健施設の建物の燃焼性に対する知識を有し、火災の際の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めること。
- ④ 定期的に行うこととされている避難等の訓練は、当該介護老人保健施設の建物の燃焼性を十分に勘案して行うこと。

第四 運営に関する基準

16 看護及び医学的管理の下における介護

- (1)・(2) (略)

(3) 「介護老人保健施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならぬ」とは、褥瘡の予防に関わる施設における整備や褥瘡に関する基礎的知識をもち、日常的なケアにおいて介護職員等が配慮することにより、褥瘡発生の予防効果を向上させることを想定している。例えば、次のようなことが考えられる。

- ① 当該施設における褥瘡のハイリスク者（日常生活自立度が低い入所者等）に対し、褥瘡予防のための計画の作成、実践並びに評価をする。
- ② 当該施設において、専任の施設内褥瘡予防対策を担当する者（看護師が望ましい。）を決めておく。
- ③ 医師、看護職員、介護職員、栄養士等からなる褥瘡対策チームを設置する。
- ④ 当該施設における褥瘡対策のための指針を整備する。
- ⑤ 介護職員等に対し、褥瘡対策に関する施設内職員継続教育を実施する。
- また、施設外の専門家による相談、指導を積極的に活用することが望ましい。

19 管理者による管理(基準省令第23条)

第四 運営に関する基準

16 看護及び医学的管理の下における介護

- (1)・(2) (略)

19 管理者による管理(基準省令第23条)

老人保健施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

25 衛生管理

(1) 基準省令第 29 条は、介護老人保健施設の必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意すること。

①～⑤
(2) 基準第29条に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次の①から⑤までの取扱いとすること。

① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。

なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であり、感染対策担当者は看護師であることが望ましい。

また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針
当該施設における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。

平常時の対策としては、施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常のケアにかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときなどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。また、発生時における施設

25 衛生管理

基準省令第 29 条は、介護老人保健施設の必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意すること。

(1)～(5)

ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設は、自動車等による移動に要する時間がおおむね20分以内の近距離であること。本施設設の医師等又は協力病院が、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の病状急変等の事態に適切に対応できる体制を採ること。

② ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設
ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設は、病院又は診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下のユニット型介護老人保健施設であって、前項に規定するユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。

(2) 設備の基準

①～③ (略)

④ 療養室 (第1号イ)

イ 上記①のとおりユニットケアには個室が不可欠なことから、療養室の定員は1人とする。ただし、夫婦で療養室を利用する場合などサービスの提供上必要と認められる場合は、2人部屋とすることができる。

ロ 療養室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けなければならない。
この場合、「当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設け」られる療養室とは、次の3つをいう。

a 当該共同生活室に隣接している療養室

b 当該共同生活室に隣接してはいるが、~~ロ~~の療養室と隣接している療養室

c その他当該共同生活室に近接して一体的に設けられている療養室 (他の共同生活室のa及びbに該当する療養室を除く。)

ハ ユニットの入居定員

ユニット型介護老人保健施設は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから、1のユニットの入居定員は、10人以下とすることを原則とする。

ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であって、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障

①～③ (略)

④ 療養室 (第1号イ)

① 上記①のとおりユニットケアには個室が不可欠なことから、療養室の定員は1人とする。ただし、夫婦で療養室を利用する場合などサービスの提供上必要と認められる場合は、2人部屋とすることができる。

② 療養室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けなければならない。
この場合、「当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設け」られる療養室とは、次の3つをいう。

イ 当該共同生活室に隣接している療養室

ロ 当該共同生活室に隣接してはいるが、~~イ~~の療養室と隣接している療養室

ハ その他当該共同生活室に近接して一体的に設けられている療養室 (他の共同生活室のイ及びロに該当する療養室を除く。)

③ ユニットの入居定員

ユニット型介護老人保健施設は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから、1のユニットの入居定員は、10人以下とすることを原則とする。

ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であって、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がない

ない範囲で、21.3平方メートル未満であっても差し支えないという趣旨である。

なお、ユニットに属さない療養室を改修してユニットを造る場合に、療養室が上の要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

⑤ 共同生活室 (第1号ロ)

共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものでなければならぬ。このためには、次の2つの要件を満たす必要がある。

上の(1)の②のみ。

ロ・ハ (略)

⑥~⑨ (略)

⑩ ユニット型介護老人保健施設の設備については、上記の(4)から(9)までによるほか、第3の規定(2)の(2)の④、4の(1)、4の(2)、4の(5)の①及び4の(5)の③を除く。)を準用する。この場合において、第3の2の(1)中「基準省令第3条第1項各号」とあるのは「基準省令第4.1条第1項各号」と、第3の2の(1)の①中「機能訓練室、談話室、食堂及びレクリエーション・ルーム」とあるのは「機能訓練室及び共同生活室」と、(1)の②中「談話室とレクリエーション・ルームの兼用並びに洗面所と便所、洗濯室と汚物処理室」とあるのは「療養室、調理室、食堂、談話室、食堂、調理室」と、第3の3の(1)中「静養室、談話室、食堂、浴室、レクリエーション・ルーム、便所等」とあるのは「共同生活室、浴室及び便所等」と読み替えるものとする。

6 看護及び医学的管理の下における介護 (第44条)

(1)~(3) (略) (1)の①のみ

(4) ユニット型介護老人保健施設における看護及び医学的管理の下における介護については、上記の(1)から(3)までによるほか、第4の16の(1)から(3)までを準用する。

10 勤務体制の確保等 (第48条)

(1) (略)

(2) ユニット型介護老人保健施設において配置を義務付けることとした

1. 3平方メートル未満であっても差し支えないという趣旨である。

なお、ユニットに属さない療養室を改修してユニットを造る場合に、療養室が下の要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

(5) 共同生活室 (第1号ロ)

共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものでなければならぬ。このためには、次の2つの要件を満たす必要がある。

イ・ロ (略)

②・③ (略)

⑥~⑨ (略)

⑩ ユニット型介護老人保健施設の設備については、上記の(1)から(9)までによるほか、第3の規定(2)の(2)の④、4の(1)、4の(2)、4の(5)の①及び4の(5)の③を除く。)を準用する。この場合において、第3の2の(1)中「基準省令第3条第1項各号」とあるのは「基準省令第4.1条第1項各号」と、第3の2の(1)の①中「機能訓練室、談話室、食堂及びレクリエーション・ルーム」とあるのは「機能訓練室及び共同生活室」と、(1)の②中「談話室とレクリエーション・ルームの兼用並びに洗面所と便所、洗濯室と汚物処理室」とあるのは「洗面所と便所、洗濯室と汚物処理室」と、第3の2の(2)の②中「療養室、調理室、食堂、調理室」とあるのは「療養室、共同生活室及び調理室」と、第3の3の(1)中「静養室、談話室、食堂、浴室、レクリエーション・ルーム、便所等」とあるのは「共同生活室、浴室及び便所等」と読み替えるものとする。

6 看護及び医学的管理の下における介護 (第44条)

(1)~(3) (略)

(4) ユニット型介護老人保健施設における看護及び医学的管理の下における介護については、上記の(1)から(3)までによるほか、第4の16の(1)及び(2)を準用する。

10 勤務体制の確保等 (第48条)

(1) (略)

(2) ユニット型介護老人保健施設における介護職員等の勤務体制につい

3 経過措置

(1) ~~当該診療所に介護支援専門員を配置しない場合は、基準省令第23条の2第3号及び第4号までに規定する業務は当該施設の従業者が行うこととした。(指定介護療養型医療施設の大員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成15年厚生労働省令第32号)附則第2条)~~

3 経過措置

(1) 平成15年3月31日の時点で現に存する指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所であるものに限る。)であつて、基準省令附則第4条の規定の適用を受けて介護支援専門員を配置していないものは、平成18年3月31日までの間は、指定居宅介護支援事業者(当該指定介護療養型医療施設の開設者を除く。)に施設サービス計画の作成等の業務を委託できるとし、その場合には当該施設に介護支援専門員を配置しないこととした。

また、当該診療所に介護支援専門員を配置しない場合は、基準省令第23条の2第3号及び第4号までに規定する業務は当該施設の従業者が行うこととした。(指定介護療養型医療施設の大員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成15年厚生労働省令第32号)附則第2条)

(2) 指定介護療養型医療施設(療養病床等を有する診療所であるものに限る。)の看護職員及び介護職員については、当分の間、常勤換算方法で入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上、ただし、そのうちの1については看護職員であればよいこととした。(基準省令附則第4条)

(3) 老人性認知症疾患療養病棟の大員・設備基準の経過措置

① 当分の間、介護職員の員数は、常勤換算方法で、入院患者の数が8又はその端数を増すごとに1以上でよいこととした。(基準省令附則第5条)

② 当分の間、老人性認知症患者の作業療法の経験を有する常勤の看護婦又は看護士であつて、専ら当該病棟における作業療法に従事する者が1人以上勤務する老人性痴呆疾患療養病棟においては、作業療法士が週1回以上当該病棟において患者の作業療法についての評価を行う場合には、常勤の作業療法士を置かないことができることとした。(基準省令附則第6条)

③ 病床転換による老人性認知症疾患療養病棟に係る一の病室の病床数は6床以下であればよいこととした。(基準省令附則第16条)

④ 病床転換による老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.2メートル以上(ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、1.6メートル以上)であればよいこととした。(基準省令附則第17条)

(4) 医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)の施

(1) 指定介護療養型医療施設(療養病床等を有する診療所であるものに限る。)の看護職員及び介護職員については、当分の間、常勤換算方法で入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上、ただし、そのうちの1については看護職員であればよいこととした。(基準省令附則第4条)

(2) 老人性認知症疾患療養病棟の大員・設備基準の経過措置

① 当分の間、介護職員の員数は、常勤換算方法で、入院患者の数が8又はその端数を増すごとに1以上でよいこととした。(基準省令附則第5条)

② 当分の間、老人性認知症患者の作業療法の経験を有する常勤の看護婦又は看護士であつて、専ら当該病棟における作業療法に従事する者が1人以上勤務する老人性痴呆疾患療養病棟においては、作業療法士が週1回以上当該病棟において患者の作業療法についての評価を行う場合には、常勤の作業療法士を置かないことができることとした。(基準省令附則第6条)

③ 病床転換による老人性認知症疾患療養病棟に係る一の病室の病床数は6床以下であればよいこととした。(基準省令附則第16条)

④ 病床転換による老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.2メートル以上(ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、1.6メートル以上)であればよいこととした。(基準省令附則第17条)

(4) 医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)の施

行前において病床転換による療養型病床群として食堂及び浴室に係る特例の対象とされてきた病床を有する病院及び診療所にあつては、当該の①及び②に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までの間、食堂及び浴室を有しないことができるとした。ただし、浴室を設けない場合にあつては、シャワー等の設備を設けることが必要である。なお、その場合であつてもできる限り早期に療養環境を整えることが必要であること。(基準省令附則第7条及び第12条)

イ 医療法施行規則第21条第2項第3号に規定する基準に該当しない指定介護療養型医療施設の食堂であつて、かつ、療養環境の改善に関する計画が提出されているもの。平成20年3月31日

ロ 医療法施行規則第21条第2項第3号に規定する基準に該当しない指定介護療養型医療施設の食堂であつて、かつ、療養環境の改善に関する計画が提出されていないもの。平成19年3月31日

(5) その他の経過措置については、「医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う介護保険関係法令の一部改正等について」(平成13年2月22日老計発第9号・老振発第8号・老老発第4号通知)を参照されたい。

4 用語の定義
(略)

第4 運営に関する基準

14 看護及び医学的管理の下における介護(基準省令第18条)
(1) 入浴の実施に当たつては、入院患者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により実施するものとする。なお、入院患者の心身の状況から入浴が困難である場合には、清しきを実施するなど入院患者の清潔保持に努めるものとする。
(2) 排せつの介護に当たつては、入院患者の心身の状況や排せつ状況などをもとに自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。おむつを使用せざるを得ない場合には、入院患者の心身及び活動状況に適したおむつを提供し、適切におむつを交換するものとする。

(3) 「指定介護療養型医療施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。」とは、褥瘡の予防に関わる施設における整備や褥瘡に関する基礎的知識を持ち、日常的なケアにおいて介護職員等が配慮すること

行前において病床転換による療養型病床群として食堂及び浴室に係る特例の対象とされてきた病床を有する病院及び診療所にあつては、当該の間、食堂及び浴室を有しないことができるとした。ただし、浴室を設けない場合にあつては、シャワー等の設備を設けることが必要である。なお、その場合であつてもできる限り早期に療養環境を整えることが必要であること。(基準省令附則第7条及び第12条)

(5) その他の経過措置については、「医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う介護保険関係法令の一部改正等について」(平成13年2月22日老計発第9号・老振発第8号・老老発第4号通知)を参照されたい。

4 用語の定義
(略)

第4 運営に関する基準

14 看護及び医学的管理の下における介護(基準省令第18条)
(1) 入浴の実施に当たつては、入院患者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により実施するものとする。なお、入院患者の心身の状況から入浴が困難である場合には、清しきを実施するなど入院患者の清潔保持に努めるものとする。
(2) 排せつの介護に当たつては、入院患者の心身の状況や排せつ状況などをもとに自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。おむつを使用せざるを得ない場合には、入院患者の心身及び活動状況に適したおむつを提供し、適切におむつを交換するものとする。